

令和5年度第1回グループホームいこいの森福井町運営推進会議プログラム
令和5年度第1回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

※新型コロナウイルス感染予防対策の為、WEB 報告または書面報告とする。

※新型コロナウイルス感染予防対策の為、開催時間（概ね30分）を短縮する。

●日程表 令和5年2月20日（月曜日）16：00～

議題：行事報告・行事予定・介護事故報告・ご介護施設・BCP策定のポイント

■外出支援

新型コロナウイルス感染の顕著な流行の為、全ての外出支援を中止

■介護事故

本期間中の介護事故はありませんでした。

■ご面会および外出支援再開中止のご案内

標記の件に付きまして、令和4年12月より、全ての外出支援およびご面会を中止させて頂きます。

■BCP 策定のポイント

自然災害

主に「総論」「平常時の対応」「緊急時の対応」「他施設との連携」「地域との連携」等の視点について明記しておく必要があります。

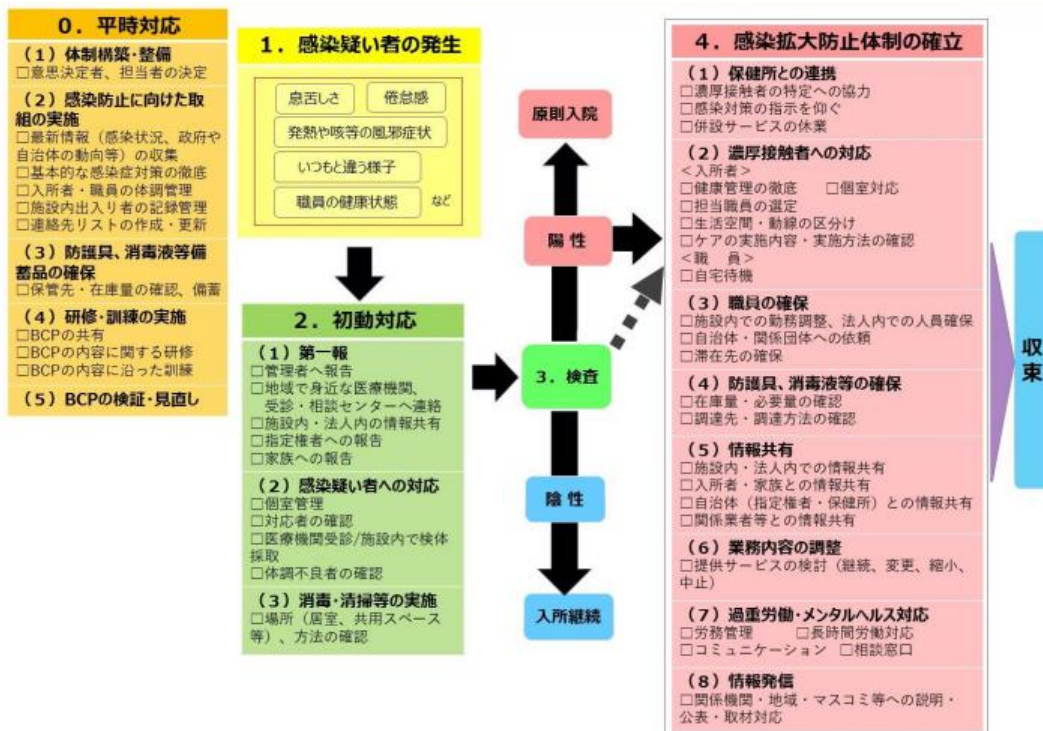


介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

感染対策

主に「平時対応」「感染疑い者の発生」「初動対応」「検査」「感染拡大防止体制」等の視点について、明記しておく必要があります。



介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

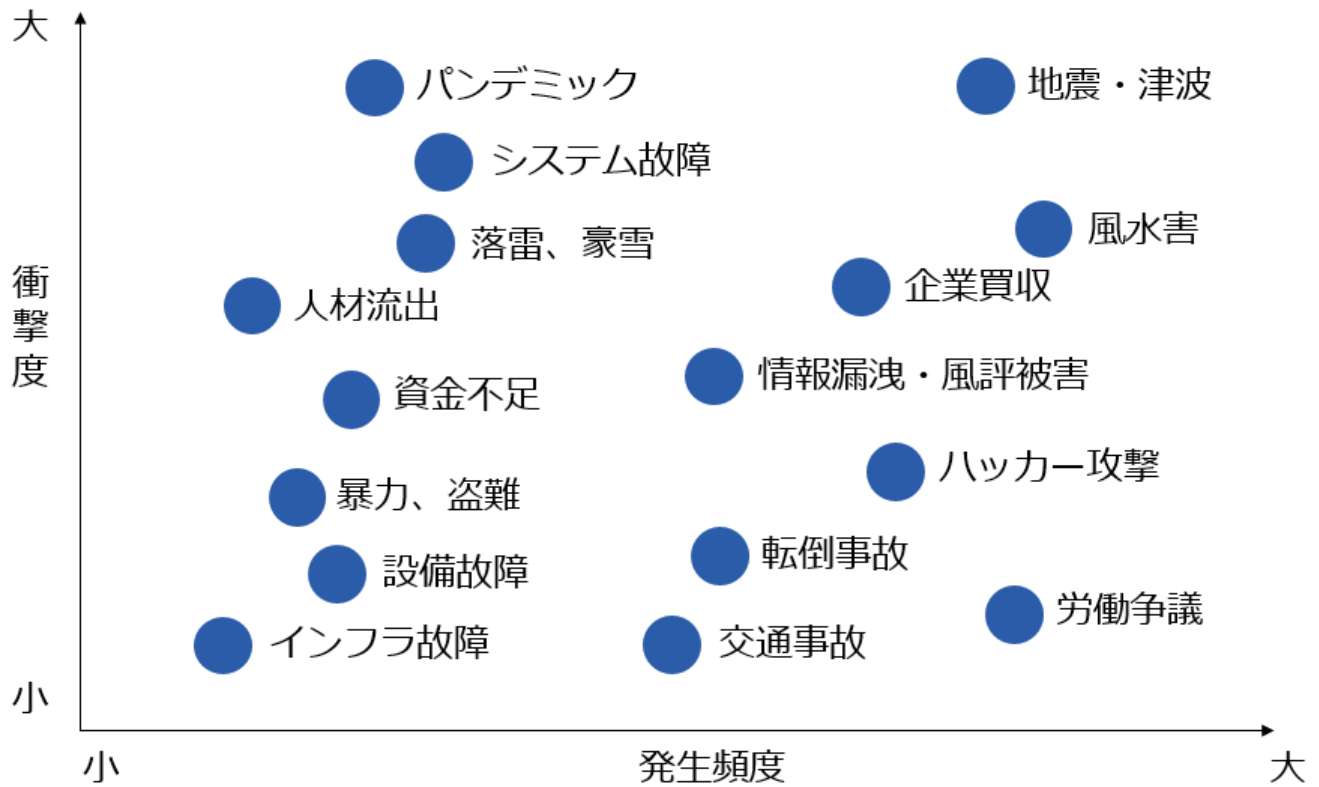
<https://www.mhlw.go.jp/content/000922077.pdf> 介護事業所のアクシデントに対する

【事業影響度分析】

自法人や関係機関への影響度はどの程度か

【リスクの分析・評価】

自法人の事業を中断させる可能性が高いものは何か



どのようなリスクが存在し、優先的に対応すべき事象は何かを見極め、BCPを策定する必要があります。

令和5年度第1回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

■身体拘束実施の報告

前回（R4.12）から今回（R5.2）まで身体拘束は行っていません。

■不適切なケアとは（心理的虐待と感じたケア）

- 声が大きくなるが、正常な方は怒られているように感じる。

これは、高齢者虐待防止法や介護保険法等に抵触するわけではありませんが、施設職員からも指摘される内容です。聴覚障害の高齢者への配慮をしたつもりが、その声の響きや雰囲気等により、他の高齢者が驚いたり不快に感じたり、怯えてしまうことすらあります。また施設は集団処遇、集団生活であるわけですが、大きな声は必要最小限に留める努力をすべきでしょう。

- 喫煙はしていないのに、「臭いがする」と言われ、『嘘つき』と言われた。

決めつけや一方的判断、説明不足等からくる強い態度も含まれる高圧的・指示的な態度や言動です。「嘘つき」という表現は、どのような文脈や言い方であってもサービス提供者である職員としては不適切であり、場合によっては暴言となるので、すべきではありません。判断に迷ったり、誤解を招く可能性のある表現・言動については職員としては、しないほうを選ぶべきでしょう。

- 名前を間違えられた。

職員も人間ですから、名前を間違えることもあるかもしれませんが、施設は集団生活だからこそ、個人を尊重した処遇が欠かせません。名前を正確に覚えるということは、職員にとって高齢者との信頼関係の構築と維持とともに、事故防止にもつながる重要なことであることを再認識すべきでしょう。

- 『あれが悪い』『これが悪い』と短所ばかり言う。

配慮が足りない無神経な言動は、高齢者の尊厳を傷つけるものです。法令上の「虐待」でなかったとしても、ハラスメント等の人権侵害に当たる場合もあります。「そんなつもりはなかった」としても、専門職ならば、その「招いた結果や事実」を客観的に受けとめるべきでしょう。その内容の貧しさも含めコミュニケーション技術の不足等の専門技術としての課題でもあります。また本人や他の利用者の噂話、疾病等については倫理的な問題であるばかりではなく、個人情報との関係があるので厳禁です。廊下等で職員間の私語や内部の話をするのも注意しましょう。

- お願い事をした際、不快な顔をされ、少し嫌な感じだった。

職員が考えている以上に、高齢者や家族は職員に気を遣っていたり、その言動に傷ついたり不安になったりすることがあることが調査で浮かび上がってきました。職員は施設の雰囲気づくりにとても重要な役割を担っており、影響を及ぼしています。たとえ業務で忙しかったり、何か考え込んでいて、そこにいる利用に気がつかなかったということがあるかもしれません。しかしそれが利用者を見捨てた、利用者を大切にしていない等の誤解を招く場合もあることを肝に銘じることが必要でしょう。

- 怪我の際、何度も「〇〇さん、分かりましたか？」と確認された。

高齢者や家族に、確認をとることはとても重要で、特に契約や事故等に関わる場合、施設側としては「念には念を」いれたくなるかもしれません。しかし、そのことが、時に高齢者への配慮に欠けたり無神経と思われる言動となり、高齢者の誇りを非常に傷つけることや、職員の高齢者への態度や「まなざし」が家族を悲しませることもあるのだ、ということを認識しておきましょう。

■身体拘束廃止等の適正化の対策を検討する委員会議事録

開催日時：開催日時：令和 5 年 2 月 20 日 16 時~

出席者：委員長 代表取締役（森 裕）、管理者（下司）、管理者（手島）

WEB 報告または書面報告：ご家族代表、地域包括支援センター職員、薬剤管理（アトム薬局薬剤師）、地域の代表（福井町町内会長）

<議事>

委員長より、前回開催の当該委員会より本日まで一切の身体拘束がなかったことを報告。今回は身体拘束や虐待の一步手前であると考えられ、この不適切なケアをなくすことが虐待及び身体拘束を行わないケアを実践するはじめの一步であると考えられる。資料に掲示したように今回は心理的虐待と分類される不適切なケア事例を学んだ。

令和5年第1回グループホームいこいの森福井町運営推進会議議事録

開催日：令和5年2月20日（月曜日）午後4時00分～午後4時30分

出席者：施設代表（森）、グループホーム管理者（下司）、グループホーム管理者（手島）

WEB報告又は書面報告：家族代表：（土居）、薬剤管理（アトム薬局職員：薬剤師）地域の代表（福井町町内会会長）、地域包括支援センター職員※敬称略

検討テーマ等：行事報告、行事予定、事故報告、BCP策定のポイント

※新型コロナウイルス感染予防対策の為、WEB報告または書面報告とする。

※新型コロナウイルス感染症予防対策の視点から開催時間を30分と短縮

<参考資料 I >行事報告

※外出等も原則中止をしている。

<参考資料 I >行事予定

※外出等も原則中止をしている。

■介護事故

なし

■上記に対する意見

本会の開催にあたり、施設代表から新型コロナ感染対策の一環として当会の開催時間を30分とする旨を述べた。上記の通り外出支援は自粛。行事予定については感染状況を鑑みて再開を検討することに決定。ご家族面会については新型コロナ感染症の5類への引き下げに伴い令和5年4月より全面再開をすることを目標とすることを決定。

＜参考資料Ⅱ＞BCP 策定のポイント

1. 総論 (1) 基本方針 (2) 推進体制 (3) リスクの把握 ①ハザードマップなどの確認 ②被災想定 (4) 優先業務の選定 ①優先する事業 ②優先する業務 (5) 研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し ①研修・訓練の実施 ②BCPの検証・見直し	2. 平常時の対応 (1) 建物・設備の安全対策 ①人が常駐する場所の耐震措置 ②設備の耐震措置 ③冰雪対策 (2) 電気が止まった場合の対策 ①自家発電機が設置されていない場合 ②自家発電機が設置されている場合 (3) ガスが止まった場合の対策 (4) 水道が止まった場合の対策 ①飲料水 ②生活用水 (5) 通信が麻痺した場合の対策 (6) システムが停止した場合の対策 (7) 衛生面（トイレ等）の対策 ①トイレ対策 ②汚物対策 (8) 必要品の備蓄 ①在庫量、必要量の確認 (9) 資金手当て	3. 緊急時の対応 (1) BCP発動基準 (2) 行動基準 (3) 対応体制 (4) 対応拠点 (5) 安否確認 ①利用者の安否確認 ②職員の安否確認 (6) 職員の参集基準 (7) 施設内外での避難場所・避難方法 (8) 重要業務の継続 (9) 職員の管理 ①休憩・宿泊場所 ②勤務シフト (10) 復旧対応 ①破損箇所の確認 ②業者連絡先一覧の整備 ③情報発信 【通所サービス固有事項】 【訪問サービス固有事項】 【居宅介護支援サービス固有事項】	4. 他施設との連携 (1) 連携体制の構築 ①連携先との協議 ②連携協定書の締結 ③地域のネットワーク等の構築・参画 (2) 連携対応 ①事前準備 ②入所者・利用者情報の整理 ③共同訓練
			5. 地域との連携 (1) 被災時の職員派遣 (2) 福祉避難所の運営 ①福祉避難所の指定 ②福祉避難所開設の事前準備

■上記に対する意見等

今回は策定が義務化される BCP の策定のポイントについて協議を行った。基本方針を決定し平常時からもしもに備えてハード面、ソフト面問わずに整備を行うことが重要であることを認識した。緊急時には特に自然災害の場合に自身の自宅の崩壊などの可能性があり、細かい状況設定を想定して策定を行わなくてはならないことも協議した。当該事業所の場合は系列の介護施設が近隣にあることや社員寮も近隣になることから、緊急時どのような連携を図れるのかについても事業所間で協議していくことを決定した。

通信欄

※次回運営推進会議は令和5年4月を予定しております。

※当該内容および運営推進会議プログラム内容は弊社ウェブサイトでもご覧いただけます。

※運営推進会議はどなたでも参加していただけます。参加を希望の方は下記までご連絡下さい。

※開催日については予め地域の代表、ご家族の代表、地域包括支援センターと調整させて頂き弊社ウェブサイトにて告知させていただきます。

運営推進会議議事録作成者・担当者 森 裕

■■運営推進会議参加連絡先■■■

〒780-0965 高知市福井町1432-1 グループホームいこいの森福井町 TEL.088-855-9111

■■ウェブサイトのご案内■■■

<http://www.151.ecweb.jp/index.html>

■■E-mailのご案内■■■

snowforest151@gmail.com

高知市 いこいの森

検索

